



令和4年5月6日

トピックス ～ 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請手続 ～

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除方式として『適格請求書等保存方式』（インボイス制度）が導入されます。この制度の導入後、適格請求書（インボイス）を交付できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには所轄税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

今号では、適格請求書発行事業者の登録申請手続とその留意点についてご案内します。詳しくは当事務所にお尋ねください。

1. 「適格請求書発行事業者になるには」

- * 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- * 登録は消費税の課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。
- * 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- * 税務署長による審査を経て登録された場合は、「登録通知書」（登録番号や公表情報等が記載）の通知及び公表が行われます。

2. 「提出時期」

- * 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに提出する必要があります。

3. 「提出方法」

- * 申請書を作成の上、納税地を管轄するインボイス登録センターに提出して下さい。
- * 国税庁は、e-taxでの電子申請を推奨しています。（当事務所は電子申請で行います。）

4. 「免税事業者の登録申請手続」

- * 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、原則として「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。

5. 「免税事業者の登録に関する経過措置」（4. の例外規定）

- * 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合は、その登録日（令和5年10月1日以降は、一般的には事業年度開始の日）から適格請求書発行事業者（同時に課税事業者でもあります）になることができます。この場合、課税事業者選択届出書の提出は不要で、適格請求書発行事業者の登録申請書の提出のみでよいことになっています。
- * 経過措置を適用する課税事業者は、簡易課税制度の期中選択（すなわち、簡易課税を受けようとする課税期間の末日まで）を認める措置が設けられています。

6. 「免税事業者の登録に当たっての留意点」

- * 適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り消費税の申告が必要です。つまり免税事業者でなくなります。
- * 取引の相手方（簡易課税を除く課税事業者）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。と同時に、その写しを保存しなければなりません（保存義務）。
- * 登録を受けるかどうかは、事業者の任意とされています。ただし、取引条件に適格請求書発行事業者であることが求められる場合、苦渋の選択を迫られることになりかねません（取引先を失う覚悟で免税事業者のままでいくか、あるいは、要望に沿って課税事業者になり数十万円となるであろう消費税の負担を覚悟するかという）。



緊急事態宣言も、まん延防止等重点措置もないゴールデンウイークをいかがお過ごしになりましたでしょうか。「行きは良い良い、帰りは恐い」といった事態にならないことを願うばかりです。前半は日替わりで晴天と雨降りが交互となったものの、後半は文字通り五月晴れが続きました。清々しい陽気の中でリフレッシュされた方も多かったと思われまふ。桜の木にハナミズキが加わり、新緑が眩しい季節を迎えております。暗い話題が多いこういう時こそ、5感をフル活用してこの季節感を謳歌したいものです。そうです、目で新緑を愛でつつ、舌で初カツオを味わいましょう。加えて、雨に洗われた新芽の匂いを嗅ぎ取り、耳でホトトギスを始めとする鳥たちのさえずりを受け止め、体全体が心地良い雰囲気包まれたいものです。

先日の昭和の日に何年ぶりかでピアノのコンサートへ行ってきました。関与先の社長さんからチケットをいただいたものです。聞くところによると、その社長さんが懇意にしており、ずっと応援している女性ピアニストです。ピアノといえばクラシックというイメージが強かったのですが、今までに味わったことのない新鮮な響きでした。重いか軽いかといった感覚ではなく、まるで妖精の囁きといった不思議な音色でした。名前は「川上ミネ」さん。パンフレットの挨拶文も魅力的でした。大変気に入りましたので、敢えて全文を紹介したいと思ひます。『ピアノの88個の鍵盤は88種類の絵の具のようだと思うことがあります。私の音楽はクラシックでもジャズでもなく、子供の時から感じてきた故郷の風景や家族、人を通して知った優しさや愛しむ心、その後地球を旅して出逢った美しい風景や日本では考えられないような出来事をそのままピアノ音で描き写そうと作った音楽です。音の船に乗って時間も空間も飛び越えて皆さんと一緒に世界の旅へご案内したいと思ひます。』愛知県の長久手市で生まれ育ち、小生や社長と一緒に高校(その後、ミュンヘン国立音楽大学へ留学)出身、つまり後輩でもあり、一層親近感が増しております。あつという間の2時間でした。

さて、表題にもありますように、この『つぶやき』もお陰様で、今号で目出度く300号を迎えます！毎月欠かさず、トピックスとともにお届けして、爾来25年の歳月を重ねたこととなります。

思ひおこしますと平成9年8月に第1号をお届けしております。当時の「つぶやき」は簡素なもので、曰く、「本年度より事務所通信の発行を準備しておりましたが、ようやく第1号をお届けすることができます。内容面につきましては徐々に工夫して関与先各位に親しんでもらえるよう所員一同協力していきたいと思ひしております。」そして、平成17年9月の第100号では職員一人一人からのメッセージに加え、つぶやきとして「誰にとっても大切なもの それは感動する心 次は何が起こるだろうと目を輝かせる 子供のような好奇心 胸をときめかせ 未知の人生に挑戦する喜び(サムエル・ウルマン「青春とは」より) こんな気持ちをいつまでも持ち続け、生涯現役(ただし、もう少しゆとりが欲しいです)で行きたいものです」と述べておりました。また、8年前の200号では、和奏通信(今では、《和奏・遼真通信》に改名しておりますが)連載の経緯を「同世代以上の人には孫が生まれた往時の喜びを思ひ出していただき、子育てが一段落した人には「そんな可愛い時もあったな」と改めて子供の成長の速さに共感していただいているようです。勤務税理士ながら忙しかつた小生も家内や亡き父に子育てをまかせ、子供のしぐさや成長ぶりをゆっくりと観察する暇もありませんでした。それが、現在では「じいじ」という可愛がるだけの特権のお陰で、孫の良いところ、可愛いところだけを見つめて書き連ねることができました。」と紹介しております。

その当時の《和奏・遼真通信》を再掲させていただきますと、

「和奏はクリスマスからお正月へと楽しい冬休みを満喫しております。時節柄、親戚巡りがあり、普段できない触れ合いの場となりました。年末に買い物に行った折り、おもちゃを一つ決めて選べたところ、真剣な目つきで食い入るように品選びをしていました。自分で決めたものは自然に大切に扱うようになり、単なるプレゼント以上に貴重な経験となりました。一方、遼真もますます活発になり、可愛らしい時期を迎えております。あつちで転び、こつちでゴツンと生傷が絶えない程ではありませんが、お姉ちゃんにあしらわれながらも嬉々として追っかけています。二人とも元気に育つて欲しいと思ひ願うばかりです。」(平成26年1月号 再掲) (令和4年5月6日 所長 橋本)